

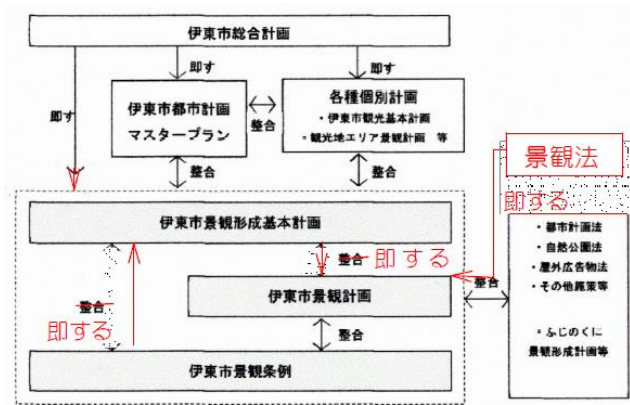
パブリックコメント手続の実施結果について

- ・案件名 伊東市景観形成基本計画改定案
- ・実施期間 令和3年2月2日（火）から令和3年3月3日（水）まで
- ・担当課 建設部都市計画課
- ・意見提出数 1人・15件

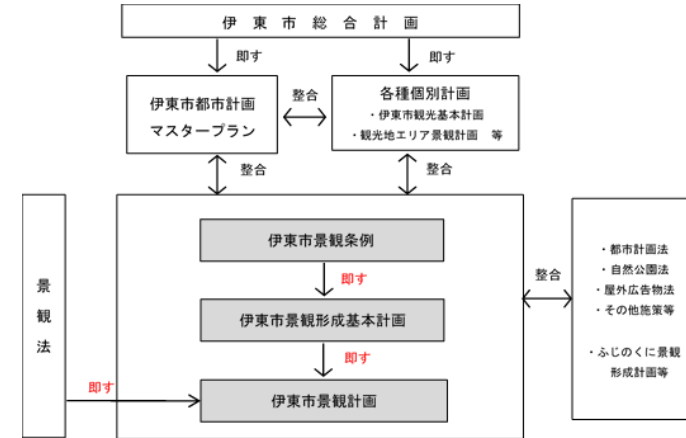
「伊東市景観形成基本計画改定案」に対していただいたご意見と市の考え方

No.	区分	意見内容	市の考え方
1	計画の位置付け (改定案 P1)	<p>【「計画の位置付け」の図について】</p> <p>「景観形成基本計画」は、「景観条例」を根拠条例として定めるので、整合ではなく、「即する」（あるいは「基づく」）とした方がよいと思います。…（1）</p> <p>「景観計画」は、「景観法」を根拠法として定めるので、「景観法」を抜き出して「即する」（あるいは「基づく」）とした方がよいと思います。…（2）</p> <p>景観条例において、「景観形成基本計画に即して景観計画を定める」とあるので、条例のとおり、「即す」とした方がよいと思います。…（3）</p> <p>あまり煩雑にってしまうとわかりにくくなるが、「景観形成基本計画」の位置付けを示す図なので、その根拠については、「整合」としてひとくくりにするのではなく、できるだけ正確な表現の方がよいと思いま</p>	<p>計画の位置付け図における説明の用語について、いただいた御意見を参考とし、あらためて、「即す」については根拠法等による上位又は下位の位置付けがされる等により相互にずれや矛盾が無いこととし、「整合」については上位又は下位の定め等に拠らずに相互にずれや矛盾が無いこととし、次のとおりいたします。</p> <p>（1）「景観形成基本計画」と「景観条例」の関係については、「即す」に修正します。</p> <p>（2）「景観法」と「景観計画」の関係については、「景観法」を他の法令等から独立させるとともに、「即す」に修正します。</p> <p>（3）「景観形成基本計画」と「景観計画」の関係については、「即す」に修正します。</p>

す。



また、位置付け図は、次のとおり修正します。



2	<p>(1) 基本方針の体系 (改定案 P3)</p>	<p>今回の見直しで、基本方針の中に、新たに「歴史・文化を大切にしたい景観をつくりたい」の項目が追加されたことは大変よいことだと評価します。</p> <p><理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史、文化は、極めて重要な都市の構成要素の一つです。景観を考える上で、この視点を取り入れることは大変意義のあることだと思います。 ・景観法において、景観に係る理念として歴史、文化に言及していることから、今回の見直しで明確に歴史、文化の項をたてたことは大変意義のあることだと思います。 ・特に歴史のある伊東市では、この基本方針に基づいた景観づくりを推進することが大切だと思います。 	<p>引き続き、景観形成の目標を実現するため、景観形成の基本方針に基づき、市民の皆様とともにより良い景観の形成を図ってまいります。</p>
3	<p><基本方針-1>の地図 (改定案 P7)</p>	<p>「留田ポケットパーク」を「留田浜辺公園」に修正する。</p> <p><理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<基本方針-1>は、変化に富んだ海岸を活かした景観づくりですから、ここでは、「留田ポケットパーク」よりもすぐ隣の「留田浜辺公園」の名前を掲載した方がよいと思います。 ・「留田浜辺公園」は、「留田ポケットパーク」よりも範囲が広く、公園の直下には磯や砂浜もあることから、浜辺と一体となった親しみのある景観を有する場 	<p>「眺望点の指定」における「留田ポケットパーク」の選定については、国県道の主要交差点の近くに位置し、立ち寄りやすく、相模灘が大きく開けた良好な景観が得られる場所であり、指定の考え方の「①伊東らしい、伊東を代表する眺望景観が得られる地点」として選定しました。</p> <p>しかしながら、留田浜辺公園については、留田ポケットパークに隣接し留田ポケットパークと同等の眺望が得られ、かつ、地域のイベントが開催されるなど、留田ポケットパークより地域に親しみのある場所となっていま</p>

		<p>所だと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、海や山を見る景観も位置によって変化がありますので、景観形成方針図の宇佐美海岸エリアの中では、景観づくりの観点からは、「留田浜辺公園」が最適な場所だと思います。 	<p>す。</p> <p>このため、いただいた御意見のとおり、眺望点を「留田ポケットパーク」から「留田浜辺公園」に変更します。</p> <p>合わせて、〈基本方針－1〉の地図に眺望点を記載するため、これについても変更します。</p>
4	<p><具体的な取組みと代表的な対象></p> <p>(改定案 P18)</p>	<p>【江戸城石垣石丁場跡の「写真」について】</p> <p>写真を国史跡「江戸城石垣石丁場跡」を表す代表的な写真に差し替える。</p> <p><理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載されている写真は、江戸城石丁場遺跡の写真ですが、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」の指定範囲外の写真ではないでしょうか。 ・写真の正確な場所がわかりませんので、もしかしたら国史跡「江戸城石垣石丁場跡」の範囲内かもしれませんが、そうだとした場合、掲載する写真は、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」の代表的な写真の方がよいと思います。 	<p>江戸城石垣石丁場跡の写真については、いただいた御意見のとおり、代表的な「羽柴越中守石場」標識石の写真に変更します。</p>
5	<p>まちの顔となる景観をつくりま</p> <p>す</p> <p>(新旧対照表 P27)</p>	<p>誤字修正</p> <p>歴史的な景観を保全します。⇨</p>	<p>いただいた御意見のとおり、新旧対照表の「;」を削除します。</p>

6	<p>Iゾーン（宇佐美地区） 地図 （改定案 P26）</p>	<p>手石島からの眺望を手石島への眺望に修正した方がよい。 <理由等> ・手石島から宇佐美海岸を見る人はあまりいないのではないかと思います。また、意味が違ってきます。 ・改正前は「への」となっていますので、ケアレスミスではないでしょうか。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、図中の矢印は、宇佐美地区から手石島を望む方向を示すものであることから、「手石島からの眺望」を「手石島への眺望」に修正します。</p>
7	<p>（3）重点プロジェクト ア 重要景観形成地区の指定 （改定案 P50）</p>	<p>歴史・文化のジャンルで、「宇佐美北部石丁場群周辺地域」が重要景観形成指定地区の候補として選定されたことは、大変意義のあることだと評価します。 <理由等> ・宇佐美北部石丁場群周辺地域は、大変広い範囲の遺跡群ですから、範囲内には地形と合わせて変化に富んだ歴史を感じさせる遺跡の景観を見ることができます。 ・広範囲のために空中写真でなければその全貌を見ることはできませんが、まち中から見る景観は、山と森そのもので、国史跡となった400年前の「江戸城石垣石丁場跡」をその森の中に蔵しています。 ・「宇佐美北部石丁場群周辺地域」は、文字通り我が国にとって貴重な歴史的な景観であり、今後伊東市の重要景観形成指定地区として指定されることを切に望みます。</p>	<p>重要景観形成地区の指定について、今後、候補地の地区の方々等と協働により検討を進めてまいります。</p>

8	<p>(3) 重点プロジェクト ア 重要景観形成地区の指定 (改定案 P51)</p>	<p>宇佐美北部石丁場群周辺地区については、重要景観形成地区の候補地を図示するシンボル（赤丸）を大きくする。写真は代表的なものと差し替えた方がよい。 <理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区を示すシンボル（赤丸）は、正確な範囲を示すものではありませんが、「宇佐美北部石丁場群周辺地区」は大変広い範囲なので、他の地区との兼ね合いを考慮しつつ、大きな（広い）シンボルとした方がよいと思います。 ・「宇佐美北部石丁場群」の代表的な写真（即ち、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」の代表的な写真）に差し替えた方がよいと思います。 	<p>いただいた御意見のとおり、重要景観形成地区候補地の地図の候補地区を示す丸印については、候補地区の範囲を示すものではないものの、地区の位置や範囲をイメージするものであることから、候補地区に合わせて位置及び大きさを修正します。</p> <p>また「宇佐美北部石丁場群周辺地区」の写真について、前記No.4と同様に変更します。</p>
9	<p>(3) 重点プロジェクト イ 眺望点の指定 (改定案 P52)</p>	<p>指定地点に「ナコウ山テラスからの眺望」を追加する。 <理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊東市の代表的な山（小室山、大室山、矢筈山）及び伊豆半島の代表的な山（天城山：遠笠山、万二郎岳、万三郎岳）が一列に見渡せるのはこの地点だけではないかと思います。極めて貴重な眺望景観を提供する眺望点だと思います。 ・この眺望点までは、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」の見学路（ウォーキングルート）が設定されており、誰でも行くことができます。 	<p>眺望点への「ナコウ山テラスからの眺望」の追加指定については、指定の考え方「③伊東市のウォーキングコースに眺望点までのルートの位置付けがある地点」において、一般的に安全に行くことができる場所であることと考えているところであり、ナコウ山までの見学路は設けられているものの、その一部に不安定なロープを伝って移動しなければならない箇所があり、現時点では安全性の確保が不十分であると判断し、今回の改定では、指定を見送ることとしました。</p> <p>引き続き、状況に応じて追加指定について検討してまいります。</p>

		<p>・ナコウ山は「宇佐美北部石丁場群」の中の代表的な石丁場遺跡のある地点であり、「宇佐美北部石丁場群」が重要景観形成指定地区の候補として選定されたこと、また、「＜基本方針－ 6 ＞歴史・文化を大切にしたい景観をつくりたい」が今回新たに追加されたことを考え合わせると、国史跡の中の指定眺望点として位置づけることができれば、伊東市にとって極めて意義深いものと思います。</p>	
10	<p>(3) 重点プロジェクト イ 眺望点の指定 (改定案 P52)</p>	<p>【指定地点】 「留田ポケットパーク」からの眺望を「留田浜辺公園」からの眺望に変更する。 ＜理由等＞ ・すぐ隣の「留田浜辺公園」では、例えば留田橋付近から眺める場合と、留田港付近から眺める場合とでは、趣にだいぶ変化があり、留田ポケットパークから眺める場合よりも、景観のスケールの大きさを感じることができます。よって、眺望点としては、留田ポケットパークよりも「留田浜辺公園」の方がよいと思います。 ・「留田浜辺公園」とすることにより、「なぎさ公園からの眺望」「汐吹公園からの眺望」と合わせて、それぞれ特徴的な眺望景観をもつ、伊東市の海岸公園（公共）を眺望点として捉えることができると思います。</p>	<p>「眺望点の指定」における「留田ポケットパーク」の選定については、国県道の主要交差点の近くに位置し、立ち寄りやすく、相模灘が大きく開けた良好な景観が得られる場所であり、指定の考え方の「①伊東らしい、伊東を代表する眺望景観が得られる地点」として選定しました。</p> <p>しかしながら、留田浜辺公園については、留田ポケットパークに隣接し留田ポケットパークと同等の眺望が得られ、かつ、地域のイベントが開催されるなど、留田ポケットパークより地域に親しみのある場所となっています。</p> <p>このため、いただいた御意見のとおり、眺望点を「留田ポケットパーク」から「留田浜辺公園」に変更します。</p>

1 1	(3) 重点プロジェクト イ 眺望点の指定 (改定案 P53)	眺望点地図 「ナコウ山テラスからの眺望」及び写真を追加記載する。 <理由等> ・No.9の修正意見の理由に同じです。	眺望点地図への「ナコウ山テラスからの眺望」及び写真の追加記載については、No.9のとおり、今回の改定では「ナコウ山テラスからの眺望」の眺望点の指定を見送ることから、記載等を行わないこととしました。
1 2	(3) 重点プロジェクト イ 眺望点の指定 (改定案 P53)	眺望点地図 「留田ポケットパーク」からの眺望を「留田浜辺公園」からの眺望に変更する。 <理由等> ・No.10の修正意見の理由に同じです。	眺望点地図の「留田ポケットパークからの眺望」の「留田浜辺公園からの眺望」への変更については、No.10のとおり、眺望点を「留田ポケットパーク」から「留田浜辺公園」に変更することとしたことから、いただいた御意見のとおり、表記及び写真を変更します。
1 3	(3) 重点プロジェクト イ 眺望点の指定 (改定案 P55)	眺望点からの眺望景観の概要 「ナコウ山テラスからの眺望」を追加する。 <理由等> ・No.9の修正意見の理由に同じです。	眺望点からの眺望景観の概要への「ナコウ山テラスからの眺望」の追加については、No.9のとおり、今回の改定では「ナコウ山テラスからの眺望」を眺望点の指定を見送ることから、追加記載は行わないこととしました。
1 4	(3) 重点プロジェクト イ 眺望点の指定 (改定案 P55)	眺望点からの眺望景観の概要 「留田ポケットパーク」からの眺望を「留田浜辺公園」からの眺望に変更する。 写真は留田浜辺公園から撮ったものに差し替える。 <理由等> ・No.10の修正意見の理由に同じです。	眺望点からの眺望景観の概要の「留田ポケットパークからの眺望」の「留田浜辺公園からの眺望」への変更については、No.10のとおり、眺望点を「留田ポケットパーク」から「留田浜辺公園」に変更することから、いただいた御意見のとおり、表記及び写真を変更します。

15	<p>(3) 重点プロジェクト イ 眺望点の指定 (改定案 P54 他)</p>	<p>「相模湾」という表記を「相模灘」に修正する。 <理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・私の理解では、「相模湾」は、真鶴半島と、三浦半島を結んだ線の内側、「相模灘」は、相模湾の外側の海域だと思います。 ・よって、伊東の沖に広がるのは「相模湾」ではなくて「相模灘」ではないかと思えます。伊東からは「相模湾」は見えづらいのではないのでしょうか。 ・私の理解が間違っていれば、修正の必要はありません。 	<p>「相模湾」という表記の「相模灘」への修正については、「相模灘」とは、三浦半島の劔崎から東京都の伊豆大島、伊豆半島の石廊崎を結ぶ線の北側の海域を指し、「相模湾」とは三浦市城ヶ島から真鶴半島を結ぶ線より北側を指すことから、本市の沖に広がるのは「相模湾」ではなく、「相模灘」となることから、いただいた御意見のとおり、「相模湾」の表記を「相模灘」に修正します。</p>
----	--	--	---